

議案第二一號

三朝町国民健康保険條例の一部改正について

三朝町国民健康保険條例の一部を次のように改正するものとす

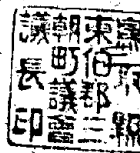
昭和三十年三月九日提出

三朝町長 坂 出 雅

昭和三十年三月十一日議決

三朝町議会議長 天 野 廉

原案可決



昭和三年三朝町條例第 號

三朝町國民健康保險條例の一部を改正する條例

三朝町國民健康保險條例(昭和二十八年三朝町條例第一一號)の一部を次の様に改正する

第五條第六項の次に次の項を置く

七 健康保險組合で健康保險法第五十九條の二の給付以外に前記の給付として家族療養費の支給をするもの、組合員の被扶養者
八 其の他特別の事由がある者

第十條を次の様に改正する。

第十條 第七條第二項第三項並びに第七條乃至第九條の各款には受診証を添へなければならぬ。

第十一條第四項中
「四入院(食事を含む)」とあるを「四入院(食事完全給食完全施設を含む)」に改める

第十七條を次の様に改正する

第十七條 被保険者が療養の給付を受けるときはその属する世帯の世帯主である被保険者はその費用の五割を一部負担金として療養費当主に支払はなければならぬ。

2 被保険者が結核予防法第三十條の規定による医療を受けるときは当該

被保険者の属する世帯の世帯主である被保険者はその医療に要する費用が公費負担に相当する金額を控除した残額の五割を一部負担金として療養担当者に支払はるべきものとする。

3.

此の項は被保険者がより貧乏である又は貧困である等の事情がある者について又は該当納付義務者の申請に基づき議会の議決を経て一部負担金を減免し又は支払を猶予することとができる。

4.

一部負担金の支払方法については別に定める。

第十七條の二を第十八條の一に改め第十八條の一の次に次の條を加える。

第十八條の二 他社会保険の被保険者である者が其の規定により証書

を療養の給付を受ける場合にその程度に於いて認められる。

第十九條を第十八條の三に改め第十八條の三の次に次の條を加える。

第十八條の四 被保険者が自己の故意の犯罪行為に因り又は故意の事故を生

ぜしめたるときは保険給付を行わない。

第十八條を第十九條に改める。

附 則

この條例は昭和三十年四月一日より施行する。